

2013年10月31日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2013年 9月

Contents

税務法規

1. 『増値税のゼロ税率が適用される課税役務に関する税金還付(免除)の管理弁法(暫定)』の公布に関する公告』(国家税務総局公告[2013]47号)
2. 中国事前確認制度(APA)年度報告書(2012)
3. その他の通達

商務法規

税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2013年9月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 9月6日 第2013034号
- ▶ 2013年 9月13日 第2013035号
- ▶ 2013年 9月27日 第2013036号

Japan Business Servicesグループで、2013年9月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

EY 安永

Building a better
working world

China Tax & Investment Express

税務法規

1. 『増値税のゼロ税率が適用される課税役務に関する税金還付(免除)の管理弁法(暫定)』の公布に関する公告』(国家税務総局公告[2013]47号)

概要

2013年8月7日、国家税務総局は増値税改革の試行のスムーズな拡大を確実に行うため、財税[2013]37号(即ち、『全国における交通運輸業及び一部の先進型サービス業による増値税改革の試行税収政策の展開に関する通達』、以下、「37号通達」)等の関連規定に基づいて、国家税務総局公告[2013]47号(以下、「47号公告」)を公布し、『増値税のゼロ税率が適用される課税役務に関する税金還付(免除)の管理弁法(暫定)』を作成した。47号公告は2013年8月1日から施行され、国家税務総局公告[2012]13号(即ち、『増値税改革の試行地区における増値税のゼロ税率が適用される課税役務に係る税金免除・控除・還付の管理弁法(暫定)の公布に関する公告』、以下、「13号公告」)は廃止された。

47号公告の主な内容については以下の通りである。

納税者及び課税役務の範囲

中華人民共和国国内(以下、「国内」)において増値税のゼロ税率が適用される課税役務を提供し、増値税の一般納税者として認定される組織及び個人(以下、「ゼロ税率の課税役務に係る提供者」)は、ゼロ税率が適用される課税役務(以下、「ゼロ税率の課税役務」)を提供し、増値税の一般的な計算方法を用いる場合には、増値税の還付(免除)に関する管理弁法が適用され、関連するゼロ税率の課税役務に対して、増値税専用発票を発行することはできない。

ゼロ税率の課税役務の範囲

- ▶ 国際運輸サービス
 - ▶ 旅客或いは貨物を国内から国外へ輸送する場合(旅客或いは貨物を国内から国内の税関による特別監督・管理地域及び場所へ運輸する場合は含まれない。)
 - ▶ 旅客或いは貨物を国外から国内へ輸送する場合(旅客或いは貨物を国内の税関による特別監督・管理地域及び場所から国内の他の地域へ運輸する場合は含まれない。)
 - ▶ 国外において、旅客或いは貨物を輸送する場合(国内の税関による特別監督・管理地域及び場所において、旅客或いは貨物を運輸する場合は含まれない。)

- ▶ 香港・マカオ・台湾運輸サービス
 - ▶ 中国本土から香港・マカオ・台湾へ往復する交通・運輸サービスを提供する場合
 - ▶ 香港・マカオ・台湾において、交通・運輸サービスを提供する場合
- ▶ 航海用船舶チャーター、ウエット・リースの方法により交通運輸手段を賃借し、国際運輸サービス及び香港・マカオ・台湾運輸サービスに従事する場合（賃貸者は増値税のゼロ税率を適用せず、賃借者は増値税のゼロ税率を適用することができる。）
- ▶ 国外の組織へ研究・開発サービス、設計サービスを提供する場合（国内における不動産企業へ提供するデザイン・サービス及び国内の税関による特別監督・管理地域及び場所にある組織へ提供する研究・開発サービス及び設計・サービスは含まれない。）

47号公告に規定される増値税の還付(免除)

項目	増値税の還付(免除)に係る種類	
	増値税の免除、控除、還付	増値税の免税、還付
定義	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ゼロ税率の課税役務提供者はゼロ税率の課税役務を提供し、増値税の一般的な計算方法を用いる場合、増値税を免除する。 ▶ 関連する仕入税額を関連する増値税課税額から控除する。（「即時徴収・即時還付」政策及び、「先納付・後還付」政策が適用される増値税課税額は含まれない。） ▶ 仕入税額で控除し切れない部分は還付可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国貿易企業がゼロ税率の課税役務を兼業する場合、増値税を免除する。 ▶ 関連する外部購入の課税役務に係る仕入税額は還付可能。
適用される輸出還付率	ゼロ税率の課税役務に係る増値税還付率は、国内において提供する課税役務に適用される増値税税率である。	
増値税の還付(免除)に係る計算	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ゼロ税率の課税役務に係る増値税の免除、控除、還付に関する計算 当期におけるゼロ税率の課税役務に係る免除、控除、還付の税額=当期におけるゼロ税率の課税役務に係る免除、控除、還付税額の計算ベース¹×人民元の為替レート×ゼロ税率の課税役務に係る増値税還付率 	国外貿易企業が兼業するゼロ税率の課税役務に係る還付すべき税額=国外貿易企業が兼業するゼロ税率の課税役務に係る免除、控除税額の計算ベース ² ×ゼロ税率の課税役務に係る増値税還付率

項目	増値税の還付(免除)に係る種類	
	増値税の免除、控除、還付	増値税の免税、還付
増値税の還付(免除)に係る計算(続き)	<p>¹ ゼロ税率の課税役務に係る免税、控除、還付税額の計算ベースはゼロ税率の課税役務を提供して得た全ての代価である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当期における還付税額及び免除、控除の税額に関する計算 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当期の繰越税額(即ち、当期における『増値税納税・申告表』に記載される「期末繰越税額」) ≤ 当期における免除、控除、還付の税額 ▶ 当期における還付すべき税額 = 当期の繰越税額 ▶ 当期における免除、控除の税額 = 当期における免除、控除、還付の税額 - 当期において還付すべき税額 <p>当期の繰越税額 > 当期における免除、控除、還付の税額</p> <p>当期において還付すべき税額 = 当期における免除、控除、還付の税額</p> <p>当期における免税、控除の税額 = 0</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ゼロ税率の課税役務に係る提供者は貨物役務(役務とは対外加工・修理役務を指す)を同時に提供し、輸出する場合、現行の輸出貨物による免除、控除、還付の税額に関する計算式に基づいて計算する。 	<p>² 国外貿易企業が兼業し、ゼロ税率が適用される課税役務に係る免除、還付税額の計算ベースは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内組織或いは個人から輸出ゼロ税率の課税役務を購入する場合、計算ベースは提供者から発行された増値税専用発票に記載される金額である。 ▶ 国外組織或いは個人から輸出ゼロ税率の課税役務を購入する場合、計算ベースは中華人民共和国税金納付済証明書に記載される金額である。

輸出税金の還付(免除)に関する資格認定

- ▶ ゼロ税率の課税役務に係る提供者はゼロ税率の課税役務に係る税金の還付(免除)を申請する前に、所轄税務機関へ『輸出税金還付(免除)の資格認定に関する申請表』³、電子資料及び47号公告に規定される関連資料を提出し、輸出税金の還付(免除)認定を受ける必要がある。
- ▶ 輸出税金の還付(免除)認定を取得した輸出企業は、ゼロ税率の課税役務を兼業する場合、47号公告に従い、所轄税務機関へ輸出還付(免除)に係る資格認定の変更手続を行う必要がある。

- ▶ 増値税改革の実施後、ゼロ税率の課税役務に係る提供者は、輸出還付(免除)に係る資格認定を取得する前にゼロ税率の課税役務を提供する場合、輸出還付(免除)に係る資格認定を取得した後、関連規定に従って税金の還付(免除)を申請することができる。
- ▶ 所轄税務機関はゼロ税率の課税役務に係る輸出還付(免除)の資格認定を行う場合、増値税の還付(免除)弁法に従って変更する必要があり、ゼロ税率の課税役務に係る提供者である輸出企業に対して、国家税務総局公告[2013]12号(即ち、『「輸出貨物・役務の増値税及び消費税に関する管理弁法」に関する事項の公布に関する公告』、以下、「12号公告」)の規定に従い、税金の還付(免除)に係る処理が完了した後、変更手続を行うことができる。

³『輸出還付(免除)の資格認定に関する申請表』に記載される「税金還付に係る銀行口座」は関連規定に従って税務登記を行う際に、所轄税務機関へ届出た銀行口座である。

増値税の還付(免除)に係る申告及び税務機関による審査

- ▶ ゼロ税率の課税役務に係る提供者はゼロ税率の課税役務を提供し、財務上は販売収入に算入される次月(四半期)の増値税の税納・申告期限内に、所轄税務機関で増値税納税及び還付(免除)に係る申告を行うことができる。
- ▶ ゼロ税率の課税役務に係る提供者は収入に算入される月の翌月より、翌年の4月30日まで(即ち、増値税の納税・申告期限内)に関連する証憑を収集し、所轄税務機関で税金還付(免除)を行う。当該期限内において関連の証憑を収集せず、税金還付(免除)を行わない場合、所轄税務機関は税金還付(免除)の申請を受理しない。また、ゼロ税率の課税役務に係る提供者は増値税を納付する必要がある。
- ▶ 47号公告において、ゼロ税率の課税役務に係る提供者は、増値税還付(免除)を行う場合に提出すべき必要な資料についても規定されている。
- ▶ 所轄税務機関はゼロ税率の課税役務に係る提供者から提出される増値税還付(免除)の申請を受理する場合、47号公告に規定される内容に従った審査が完了した後、輸出税金還付システムを用いて審査を行う。所轄税務機関は審査に際して質疑がある場合、企業による仕入増値税専用発票について、通知をした上で調査或いは検査を行うことができる。

輸出税金還付の詐取

ゼロ税率の課税役務に係る提供者が、輸出税金還付を詐取する場合、税務機関は国税発[2008]32号(即ち、『輸出税金還付を詐取する企業に対する輸出税金還付業務の受理停止に関する通達』、以下、「32号」)によって、当該企業の輸出税金還付に係る権利が消滅する。ゼロ税率の課税役務に係る提供者は、税務機関が輸出税金還付期間に発生したゼロ税率の課税役務に対する業務の受理を停止する場合、増値税還付(免除)を申請できず、関連規定によって増値税を徴収する必要がある。

増値税ゼロ税率の放棄

ゼロ税率の課税役務に係る提供者はゼロ税率の課税役務を提供するが、ゼロ税率の適用を放棄(即ち、免税し或いは関連規定によって増値税を納付)する場合、所轄税務機関へ『ゼロ税率の課税役務を提供する企業によるゼロ税率の適用放棄に関する説明書』を提出する必要がある。届出が完了した月の翌月1日から起算して36ヶ月以内においては、当該企業が提供するゼロ税率の課税役務に対して増値税還付(免除)を申請することができない。

所見

国家税務総局は、37号通達に記載される増値税ゼロ税率の課税役務が適用される政策への調整・追加として47号公告を公布した。13号公告から修正・追加された内容については、以下の通りである。

- ▶ 香港・マカオ・台湾運輸サービス、賃借者が航海用船舶チャーター、ウエット・リースの方法によって交通運輸手段を賃借し、国際運輸サービス及び香港・マカオ・台湾運輸サービスに従事する場合、増値税ゼロ税率が適用される課税役務の範囲に追加すること。
- ▶ ゼロ税率の課税役務に係る増値税の免除、控除、還付及び増値税の免税、還付に関する計算ベースを修正・追加すること。
- ▶ 国外貿易企業が兼業するゼロ税率の課税役務が適用される関連規定を追加すること。
 - ▶ 増値税の免除、控除、還付の定義及び計算式。
 - ▶ 輸出税金の還付(免除)に係る資格認定及び変更に関する規定。
 - ▶ 増値税還付(免除)を申請する場合に提出すべき必要な証憑。
 - ▶ 税務機関は関連規定によって、税金の免除、控除、還付に関する申請に対して審査を行う際に、税金還付の仕入税額がゼロ税率の課税役務に該当するか否かについても確認される。
- ▶ 税務機関は賃航海用船舶チャーター、ウエット・リースの方法によって交通運輸手段を賃借し、国際運輸サービス及び香港・マカオ・台湾運輸サービスに従事する場合、賃航海用船舶チャーター、ウエット・リースに関する契約書を審査し、また、税金還付を申請する企業が賃借者であるか否かを審査する必要があることを追加する。
- ▶ ゼロ税率の課税役務に係る提供者が増値税ゼロ税率を放棄する場合、課税役務の税金還付(免除)の届出に関する規定を追加する。
- ▶ 13号公告に記載される新たなゼロ税率の課税役務に係る提供者は、税金還付審査期間である6ヶ月以内に免除、控除の税額及び還付すべき税額を別々に計算する必要があるが、また、還付すべき税額に対して7ヶ月目に還付手続を行うとする規定を廃止する。

ゼロ税率の課税役務を提供する増値税改革の試行納税者は、47号公告を十分に理解したうえで、関連申請プロセス、締切日及び文書の要求にご留意ください。また、47号公告が2013年8月1日から施行され、2013年9月中旬までに行われる2013年8月分の増値税還付(免除)の申告に適用されるため、関連納税者には早期の対応が望まれます。ご質問がある場合、税務の専門家にご相談ください。

2. 中国事前確認制度(APA)年度報告書(2012)

概要

2013年8月13日、国家税務総局は『中国事前確認制度(APA)年度報告書(2012)』(以下、「2012年度報告」)を公布した。2012年度報告の公布は、国家税務総局が事前確認制度を系統的に管理すること及び、事前確認制度の手続における透明性を高めることを趣旨とする。また、2012年度報告には、事前確認制度の交渉プロセスにおいて中国税務機関により積極的に提唱された新たな概念及び情報が含まれる。

2012年度報告には2005年から2012年までの統計・分析データが公表されている。当該報告の内容構成は前年度の報告(即ち、2011年度報告)と基本的に同様である。2012年度報告では、事前確認制度の概況、プロセス、実施ステップ及び実務上の発展が紹介され、また、事前確認制度の申請及び検討用の必要資料が添付文書として明記された。2011年度報告と比べて、2012年度報告には国家税務総局による事前確認制度に係る人事配置の状況及び中国税務機関が事前確認制度に係る申請を受理する場合に考慮すべき要素等が明確にされた。

2. その他の通達

- ▶ 増値税改革における文化事業建設費に係る徴収管理に関する通達(財綜[2013]88号)
- ▶ 航空機の輸入に対する増値税政策の調整に関する通達(財関税[2013]53号)
- ▶ 農産品に対するみなし増値税控除の試行に係る産業範囲の拡大に関する通達(財税[2013]57号)
- ▶ 中小企業に対する増値税及び営業税の免税に係る経過措置に関する通達(国家税務総局公告[2013]49号)
- ▶ 増値税改革におけるクロスボーダーサービスの免税処理に係る徴収管理に関する通達(国家税務総局公告[2013]52号)
- ▶ 中国本土及び香港租税協定における居住者身分の認定に関する通達(国家税務総局公告[2013]53号)
- ▶ 還付税額との未納税額の相殺に関する通達(国家税務総局公告[2013]54号)
- ▶ 平潭総合実験区の輸入政策に関する通達(財関税[2013]62号)

商務法規

- ▶ 上海自由貿易試験区における行政管理手続の国務院への承認権限委譲の調整に関する決定
- ▶ 中国本土及びマカオ間の経済協力協議の補則に関する通達

税関法規

- ▶ 「中西部外部目録(2013年修訂)」における税関業務の執行に関する通達(海関総署公告[2013]50号)
- ▶ 広東省行政承認制度改革及び税関保税監督業務に関する通達(海関総署公告[2013]51号)
- ▶ ペーパーレス通関申告改革の強化及び外国為替サービスおよび管理の改善に関する通達(税関総署、国家外貨管理局公告[2013]52号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834
平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115
阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740
坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289
江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963
顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367
田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173
金杉 喜文 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064
長谷川 敬 監査
takashi.hasegawa@cn.ey.com +86-21-2228-5275

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029
久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675
富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉城 正勝 監査
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907
中野 強 監査
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031
榑原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954
水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

EY税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-3-3506-2396
崔 虹 税務
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131
松原 充哉 中国ビジネス一般
matsubara-mts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000279

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china